

第16回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年12月20日
 告示番号 第13号
 会議年月日 令和4年12月26日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主 事 千葉 星夏

本日の案件 第16回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時37分

| | |
|----|--|
| 議長 | 本日の出席委員は20名であります。 定足数に達しておりますので、第16回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、9番 畠山 信吾 委員、12番 藤原 美喜男 委員、20番 遠藤 勝幸 委員、23番 鈴木 勝 委員より欠席の届け出がありました。 |
| 議長 | 行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。 |
| 議長 | 議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議長 | 異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に10番 佐藤 和幸 委員、11番 山本 佳範 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主事を指名いたします。 |
| 議長 | 審議に入ります。 「報告第34号 専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 |
| 局長 | 1ページをお開き願います。 |

報告第34号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から8ページの第25号までの25件、25名の方からの届出であり、専決処分の日は令和4年12月19日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付」すると規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第34号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第34号の質疑を終わります。

次に、「報告第35号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

9ページをお開き願います。

報告第35号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第4号までの4件5筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の

内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が1件、農業用施設の整備が3件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第35号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第35号の質疑を終わります。

次に、「議案第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

10ページをご覧ください。

議案第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請2件です。

第1号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理不便の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、譲渡人が高齢による労力不足の状態であることから、譲受人が新たに耕作するため贈与により取得しようとするものです。

譲受人は農家ではありませんが、大根、白菜、トマト等の作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

10ページから11ページをご覧ください。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第3号については、譲渡人と譲受人は自宅が隣同士の関係にあり、譲受人が周辺農地を耕作していることから、耕作の利便性と経営安定のため贈与により取得しようとするものです。

第4号については、貸付人が申請地から自宅が遠く耕作不便の状態にあることから、借受人が申請地周辺の農地を耕作しており、耕作の利便性と経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年12月31日までの10年間となっております。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第5号については、譲渡人と譲受人は親類関係にあり、譲渡人

が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第6号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理困難の状態にあることから、譲受人が現在も耕作しており、経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

12ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第7号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理困難の状態にあることから、譲受人が経営安定のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第8号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上8件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第104号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

調査日は令和4年12月12日、午前9時より行いました。

調査員は農業委員 私 山本、農地利用最適化推進委員から小野寺委員、事務局から阿部局長、千葉主査、千葉主事が参加しております。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われまます。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第3条現地調査報告を行います。

花泉地域、現地調査日、令和4年12月9日、金曜日、午後1時30分より、調査員は私 農業委員 小澤、農地利用最適化推進委員及川委員、佐々木委員でございます。

議 長

11番
山本 佳範 委員

議 長

4番
小澤 仁 委員

議 長

5番
佐藤 繁 委員

支所からは千葉産業建設課主査が参加いたしました。
報告内容、第3号から第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査しました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。
ありがとうございました。

次に、千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和4年12月9日、金曜日、午前9時30分より行っております。

現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、同じく小野寺委員、支所職員 小山産業建設課主査。

報告内容、第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上、報告いたします。
ありがとうございました。

議 長

15番
千葉 綾雄 委員

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

調査日は令和4年12月9日、金曜日、午前9時より行いました。

調査員として農業委員 藤原、千葉、農地利用最適化推進委員 岩渕、支所職員として小原産業建設課主任技師でございます。

報告内容です。

第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま

す。

報告を終わります。
ありがとうございました。

議 長

13番
佐藤 和威治 委員

次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日は令和4年12月9日、午前9時半から行いました。

現地調査員といたしまして農業委員 佐藤 私であります。

農地利用最適化推進委員として畠山、佐藤両名であります。

| | | |
|------|---|---|
| | | 支所職員は阿部産業建設課主事であります。 |
| | | 報告内容でございますが、第7号、第8号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認並びに航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないものとして報告するものであります。 |
| 議 | 長 | 以上であります。 |
| | | ありがとうございました。 |
| | | 以上で現地調査の結果報告を終わります。 |
| | | 審議願います。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 |
| | | 「議案第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場と認めます。 |
| | | よって、「議案第104号」を可と決します。 |
| 議 | 長 | 次に、「議案第105号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 |
| | | 事務局の説明を求めます。 |
| 局長補佐 | | 13ページをお開き願います。 |
| | | 議案第105号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 |
| | | 次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。 |
| | | 本議案に係る申請は、一関地域の1件です。 |
| | | 第1号は、申請人が宅地への通路として利用するため転用申請するもので、追認案件です。 |
| | | 農地区分は、第2種農地と判断しました。 |
| | | 以上1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。 |
| | | 以上で説明を終わります。 |
| 議 | 長 | 以上で「議案第105号」の説明を終わります。 |
| | | ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。 |

11番
山本 佳範 委員

一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第4条現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては第3条と同じ日時、同じメンバーで行っております。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約3.4kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が農地、南側が市道、西側が雑種地となっております。

申請人が既に宅地への通路を整備しており、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第105号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第105号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

14ページをお開き願います。

議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請9件です。

第1号は、譲受人が宅地分譲地4区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第2号及び第3号は同一事業で、借受人が公共工事に伴う工
用道路として使用するため一時転用申請するものです。

申請地は、農振農用地ですが、3年以内の一時転用は認めら
れるものです。

15ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するも
のです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地
であるため、第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が宅地分譲地3区画を整備するため転用申請
するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であ
るため、第3種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が共同住宅を建築するため、転用申請するも
のです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であ
るため、第3種農地と判断しました。

16ページをお開き願います。

第7号は、譲受人が自己住宅を建築するため、転用申請するも
のです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため、転用申請
するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第9号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため、転用申請
するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

17ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第10号は、譲受人が自己住宅を建築するため、転用申請するも
のです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第11号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため、転用申請
するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

議 長

11番
山本 佳範 委員

以上、11件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第106号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては第3条と同じでございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から東に約1.4kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が市道、東側が水路、南側が農地及び宅地となっています。

申請人が宅地分譲をする計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われます。

第2号、第3号、申請地は、JR真滝駅から南に約630mの位置にあり、周囲は北側が国道、東側が農地、南側が道、西側が農地及び市道となっております。

申請人が公共工事に伴う工事用道路として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はありません。

なお、本工事は、市発注の一関東第二工業団地拡張造成工事であります。

第4号、申請地は、JR一ノ関駅から南東に約920mの位置にあり、周囲は北及び西側が農地、東側が市道、南側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われます。

第5号、申請地は、一関インターチェンジから南東に約2kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が市道、東及び西側が宅地となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われます。

第6号、申請地は、一関インターチェンジから北東に約620mの位置にあり、周囲は北側が農地及び宅地、東側が市道、南側及び西側が宅地となっております。

申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第7号、申請地は、JR一ノ関駅から南西に約2.1kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東及び南側が市道、西側が原野となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第8号、申請地は、JR一ノ関駅から南西に約4.6kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が道、南側及び西側が農地となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第9号、申請地は、JR一ノ関駅から南西に約4.8kmの位置にあり、周囲は北及び西側が市道、東側が農地、南側が道となっております。

申請人が太陽光発電を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、室根地域担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域、報告いたします。

調査日等は3条と一緒になので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第10号、申請地は、JR折壁駅から南東に約2.6kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東及び南側が農地、西側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

報告を終わります。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。

調査日、調査員は3条と同様ですので割愛させていただきます。

第11号、申請地は、藤沢支所から北西に約2.7kmの位置にあ

議長

15番
千葉 綾雄 委員

議長

13番
佐藤 和威治 委員

議 長

り、周囲は北及び西側が農地、東側が宅地及び原野、南側が原野及び市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

以上、報告するものであります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

なしとのことですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第106号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第107号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

18ページをお開き願います。

議案第107号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

19ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が41件、所有権移転が4件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が3件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号から31ページの第19号までの19件は、一関地域に係る申請です。

第20号から34ページの第28号までの9件は、花泉地域に係る申請です。

35ページをお開き願います。

第29号から第30号までの2件は、千厩地域に係る申請です。

第31号から36ページの第32号までの2件は、室根地域に係る申請です。

第33号から39ページの第41号までの9件は、藤沢地域に係る申請です。

40ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号から第2号までの2件は、室根地域に係る申請です。

第3号、こちらは41ページまで続いておりますけれども、第3号から第4号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。

42ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第3号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第107号」の説明を終わります。

21番

審議願います。

島山 潔 委員

資料の42ページでいたします。

42ページで農地中間管理機構を通しての個別案件ですが、1番、2番、3番、所有者、耕作者が同じ人ですが、使用貸借ということであれば一般的に考えられないんですが、この農地中間管理機構を通してやるメリット、そういうのはどういふのがあるのか教えていただきたいんですが。

局長 補佐

お答えいたします。

こちらは基盤整備地区のようでした、基盤整備事業を実施するに当たって全ての農地を農地中間管理事業を通すということが一つの要件になっているようですので、たまたま耕作者と所有者が同一になりますけれども、全て一旦機構に貸して、それを機構経由で借り受けるという仕組みで事業が成り立っているようでございます。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第107号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

| | | |
|---------|---|---------------------------------|
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場と認めます。 |
| | | よって、「議案第107号」は可と決めます。 |
| 議 | 長 | 次に、「議案第108号 農用地利用配分計画案に係る意見につ |
| | | いて」を議題といたします。 |
| | | 事務局の説明を求めます。 |
| 局 長 補 佐 | | 43ページをお開き願います。 |
| | | 議案第108号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内 |
| | | 容をご説明いたします。 |
| | | 一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったの |
| | | で、意見を求めるものです。 |
| | | 45ページをお開き願います。 |
| | | 本議案に係る申請は、貸借の移転が3件です。 |
| | | 第1号は、一関地域に係る申請です。 |
| | | 第2号から第3号までの2件は、川崎地域に係る申請です。 |
| | | 以上、申請の内容については記載のとおりです。 |
| | | また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和 |
| | | 要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。 |
| | | 以上で説明を終わります。 |
| 議 | 長 | 以上で「議案第108号」の説明を終わります。 |
| | | 審議願います。 |
| | | 質疑ございませんか。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 |
| | | 「議案第108号 農用地利用配分計画案に係る意見について」 |
| | | を許可相当と決する方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場と認めます。 |
| | | よって、「議案第108号」は許可相当と決めます。 |
| 議 | 長 | 次に、「議案第109号 農地法の適用外であることの証明願に |
| | | 対する可否について」を議題といたします。 |
| | | 事務局の説明を求めます。 |
| 局 長 補 佐 | | 46ページをお開き願います。 |
| | | 議案第109号 農地法の適用外であることの証明願に対する可 |

議 長

11番
山本 佳範 委員

議 長

4番
小澤 仁 委員

議 長

否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は3件で、一関地域1件、花泉地域1件、室根地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第109号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては第3条と同じでございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から南西に約2.6kmにあり、周囲は北側及び西側が宅地、東側が市道、南側が農地となっております。

昭和30年頃から貸家敷地の一部として、また、昭和45年頃から宅地への進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域、農地法適用外現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は前回と同じでありますので省略させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、JR花泉駅から北東に180mの位置にあり、周囲は北側が農地 現在雑種地、東側が宅地、南側が宅地、西側が宅地となっております。

昭和40年頃から駐車場として隣人が使用しており、既に農地性は失われております。

ありがとうございました。

15番
千葉 綾雄 委員

次に、室根地域担当委員の方、報告をお願いします。
室根地域、適用外の現地調査報告をいたします。
期日と調査員は第3条と同じで割愛をします。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、JR折壁駅から南東に約2.5kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東及び南側が農地、西側が公衆用道路となっております。

昭和40年頃より宅内通路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

18番
佐々木 栄一 委員

2番の案件でございますけれども、半世紀以上にわたりまして隣の家を437㎡利用していたと、その相手が多少なりともあろうかと思えますけれども、ちょっと不合理でありますけれども、この背景をお聞かせ願えればというふうに思います。

局 長 補 佐

すみません、花泉地域の委員さん、何か情報はないでしょうか。

4番
小澤 仁 委員

この場所ですが、花泉駅から180mあるので町の中ですね。

そこに、駐車場として田んぼの空いているような場所をもうずっと家族で物を置いたりなんかして使っていたんです。

行ってみたら既に工事が着手していたんです。

それで、その石を並べたり側溝入れたり始まったので、担当課の方でここは農地なので適用を除外をしないとだめですよと指導して今回の申請に至ったようですが、うちの隣が前に花泉の駅前の公民館とか、あとは公衆の風呂屋さんとかがあって、本当に町の中ですが、その中に残地のように残った場所です。その後ろの方を小野寺さんという方が水田を所有しています。

私が子供のころから、考えてみると単純な農地ではなかったわけです。

私が生まれる前ですが。

18番
佐々木 栄一 委員

関連でございますけれども、現在、許可もないのにもう工事が始まっていたということであれば、この許可が下りるまでストップするような方法はとることはできないのでしょうか、ということでございます。

局長補佐

それは委員のおっしゃるとおりにいたします。

ただ、ちょっと誤解がないように、転用の案件ではなくて適用外ということで、もう既に農地ではないという案件になりますので、そこは転用の追認とは区別して考えていただきたいと思います。

以上です。

議長

佐々木委員、了解ですね。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第109号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第109号」を可と決します。

議長

以上で議案審議が終了いたしました。

第16回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時24分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員